⑷　入札、開札の日時及び場所　平成24年４月５日午後２時00分　東京都新宿区大久保２―12―１　日本年金機構南関東ブロック本部ビル３階　第１入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、入札説明書に示す総合評価のための書類（提案書）を平成24年３月21日午前11時までに提出し、競争参加資格に関する証明書等を平成24年４月４日午前11時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は日本年金機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　日本年金機構が入札説明書で指定する技術等のうち、必須とした最低限の要求をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書に定める総合評価により選定した者をもって落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次順位の者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Deputy of President : Takashi Takeuchi, Procurement Department, Japan Pension Service

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : The lease and the maintenance by which it's for Japanese Pension Service LAN system server equipment Full set

⑷　Performance period : From date of contract through 31, March 2018

⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2010, 2011, 2012

④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥　Prove to have no false statement in tendering documents

⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧　Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺　Time-limit for Tender : 2 : 00 PM, 5 April, 2012

⑻　Contact point for the notice : Shiho Motomune, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年２月13日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　梶原　康之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第20号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　小名浜港５・６号ふ頭地区先端護岸（災害復旧）築造工事＜電子入札対象案件＞

⑶　工事場所　福島県いわき市小名浜港港内

⑷　工事内容　構造物撤去工　１式、基礎工　１式、本体工　１式、上部工　１式、付属工　１式、裏込工　１式、裏埋工　１式、仮設工　１式

⑸　工期　平成25年２月28日まで。

⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）